



役員報酬は取扱いを間違えると、
損金に算入できない?!

定期同額給与の基本的ルールと 新型コロナウイルス感染症



役員に対する報酬は、従業員の給与と違い、法人税法上さまざまなルールがあります。そのルールが守られていない場合は、会社の経費にすることはできても、法人税申告において損金の額に算入することはできません。損金に算入できるのは、定期同額給与、事前確定届出給与又は業績連動給与のいずれかです。今回は、定期同額給与について、基本的なルールと新型コロナウイルス感染症における取扱いを解説します。

1 定期同額給与とは

(1) その支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額*を控除した金額が同額であるもの。

*源泉税等の額とは、源泉徴収される所得税の額、特別徴収される地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額、その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

(2) 定期給与の額につき、次に掲げる改定がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの。

- ① 当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までにされる定期給与の額の改定。
- ② 法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定。
- ③ 当該事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由によりされた定期給与の額の改定。

【例】3月決算法人が6/28に改定した場合、(2)①により定期同額給与となる。

50万	50万	50万	70万								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

6/28定時株主総会で改定

(3) 繼続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの。

2 ケーススタディ

【事例1】当社(年1回3月決算)は、定期株主総会において定期給与を改定するに当たり、事業年度開始の日に遡って各月20万円を増額することとしました。遡及して支給することとした給与は損金算入できますか?



答: 定時株主総会の決議による通常改定の前後で期間を区分し、それぞれの期間ごとに、その期間中の各支給時期において支給される定期給与の額が同額であるかどうかを判定することとなります。したがって、遡って支給することを決議したとしても、60万円(20万円×3か月)は損金不算入となります。

【事例2】当社(年1回3月決算)は、5月25日に開催した定時株主総会においては定期給与の改定を行いませんでしたが、業績が好調なため、10月1日に臨時株主総会を開催し、同月支給分の給与から月額70万円に増額改定することとしました。この場合も定期同額給与として損金算入が認められますか?



答: 臨時株主総会決議における増額改定の上乗せ部分120万円(20万円×6か月)は、増額改定前の定期給与50万円に20万円を上乗せして支給することとしたとみることができます。そのため、損金不算入となります。

3 新型コロナウイルス感染症と定期同額給与

代表者が入院したため減額する場合

新型コロナ感染のため2ヶ月間の入院が必要となり、当初予定していた職務の一部または全部が執行できない場合、臨時株主総会や取締役会を開催して、役員給与の額を減額することを決議することがあると思います。代表者の入院など定時株主総会時には予測しがたい偶発的な事情等による臨時改定による減額は、臨時改定事由による改定と考えられ、定期同額給与に該当します。新型コロナウイルス感染症により職務執行が困難になった場合も同様に取扱って差し支えないでしょう。退院して従前と同様の職務の執行が可能となった場合に、入院前の給与と同額にする決議をして行う改定も臨時改定事由による改定になると考えられます。

経営が悪化して減額する場合

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額した場合は臨時改定事由による改定と認められ、定期同額給与に該当するため損金算入することができます。

